

過激派

革マル派

革マル派は、労働運動や大衆運動に積極的に取り組み、組織の維持、拡大を図りました。同派は、「同志黒田の訴えをかみしめよう」、「同志黒田の著作に学びつつ」、「黒田さんに学んだ」などと、折に触れて、黒田寛一前議長（故人）を引き合いに出し、**黒田理論の継承を強調**しました。

また、同派は平成 23 年 3 月に解放社沖縄支社を移転し、機関紙で組織基盤を強化したことを誇示しました。

労働運動では、労働組合が主催する定期大会会場に活動家を動員し、組合執行部を批判するビラを配布して、同調者の獲得を図りました。

大衆運動では、東日本大震災、福島第一原発事故の発生を受け、機関紙で「日本国軍の情報通信網を駆使し偵察機をフル動員して各地の震災被害の実態をつかみとるべき」と自衛隊の活用を主張し、「危機管理能力」を喪失した菅政権による大震災被災者の見殺しを許すな!」などと政府の対応を批判するとともに、「停止中原発の再稼働阻止、全原発の即時停止・廃棄」を訴えました。また、同派系全学連は、各電力会社に対する抗議行動に取り組み、都内では、東京電力本社や経済産業省に抗議するデモにも取り組みました。

一方、革マル派が相当浸透しているとみられる J R 総連及び J R 東労組は、22 年に死亡した J R 東労組の指導者であり、革マル派創設時の幹部の一人でもあった**松寄明元 J R 東労組会長の遺志の継承を訴え**ました。

J R 東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件をめぐっては、同事件がえん罪であると主張するとともに、最高裁判所に組合員が赴き、口頭弁論を開き無罪判決を言い渡すよう要請する活動を継続しました。

革マル派は、今後も労働運動や大衆運動に取り組み、黒田寛一前議長の遺志の継承を訴えながら、組織の維持、拡大を図るものとみられます。



反原発を訴えるデモ(6月、東京)

中核派

中核派（党中央）は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を推進したほか、東日本大震災の発生後は反原発闘争にも力を入れました。

党中央は、福島第一原発事故を捉え、事故発生翌日の23年3月12日から各地区において、集会、デモ、申入れ行動に取り組みました。6月19日には、福島県で初の全国集会として「6.19 怒りのフクシマ大行動」を開催し、**原発の即時停止等を訴えるなど、反原発闘争の盛り上げ**を図りました。

また、8月5日には、同派の反原発闘争の推進主体として「すべての原発いまずぐなくそう！全国会議」（略称：「な全」）を立ち上げました。

労働運動では、6月5日、都内で「国鉄闘争全国運動6.5大集会」を開催し、22年に立ち上げた「国鉄闘争全国運動」の本格的発展を訴えました。また、11月6日、東京・日比谷野外音楽堂で「全国労働者総決起集会」を開催しました。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、東日本大震災の被災地に活動家を派遣し、被災状況を調査するとともに、被災者支援を行ったほか、市民団体や他セクトが主催する「反原発」、「沖縄基地問題」に関する集会、デモ等に積極的に参加しました。

党中央は、24年も、**反原発闘争と国鉄闘争を中心とした取組を強化**し、組織の維持、拡大を図るものとみられます。また、関西反中央派は、反原発闘争の取組を通じて、他セクトとの共闘関係を模索していくものとみられます。



デモ行進を行う「な全」(11月、東京)



全国労働者総決起集会・デモ(11月、東京)

第4章 公安情勢

革労協

革労協主流派は、「〈三里塚・組対法決戦〉勝利」をスローガンに、成田闘争と組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）違反事件等をめぐる公判闘争に重点を置いて取り組みました。

成田闘争では、成田国際空港株式会社による天神峰^{てんじんみね}現地闘争本部の強制撤去（23年8月6日）に強く反発し、「革命的武装闘争の爆発で報復しよう」などと主張して対決姿勢を示しました。

一方、公判闘争では、23年中、福岡地方裁判所で、同派活動家らによる組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）事件及び威力業務妨害・不退去事件が結審したものの、いずれの事件も被告全員が控訴し、引き続き公判闘争に取り組みました。



主流派の公判闘争におけるデモ(9月、福岡)

革労協反主流派は、東日本大震災の発生を受けて、機関紙「解放」に「東北・関東大震災被災労働者人民への現地大支援運動を組織せよ」と題する声明文を掲載しました。その後、労働組合を前面に出し、宮城県において、被災者への炊き出しや労働相談等に取り組み、取組結果をウェブサイト等でアピールしました。

また、**在日米軍再編問題、自衛隊の海外派遣等を捉えた取組を継続し**、在日米軍や自衛隊の施設を攻撃目標として挙げたものの、23年中に「テロ、ゲリラ」事件の発生はありませんでした。

両派は、今後も組織の維持、拡大を図るとともに、それぞれが重点的に取り組む**成田闘争、反戦闘争をめぐる情勢を捉えて「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすことが懸念**されます。



反主流派の反戦闘争におけるデモ(6月、東京)

成田闘争

空港会社と三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（反対同盟）等との間では、土地明渡裁判等の審理が進められており、このうち、天神峰現地闘争本部建物収去土地明渡裁判は、23年5月20日に東京高等裁判所で控訴審判決公判が開廷され、空港会社側に勝訴判決が言い渡されました。



強制執行前の天神峰現地闘争本部

この判決を受け、空港会社は、8月6日、強制執行により、天神峰現地闘争本部の撤去工事を完了しました。反対同盟は、「弾劾声明」を出すなど強く反発し、支援の過激派は、機関紙等で「農地強奪－農民殺しを絶対に粉碎する。8・6現闘本部破壊に報復・反撃しよう」などと主張し、反対姿勢を更に強めました。

過激派は、引き続き、成田闘争に取り組み、その過程で、空港関係者、空港関係施設等に対する「テロ、ゲリラ」事件を含む違法行為を引き起こすおそれがあります。

過激派対策の推進

警察では、23年中、過激派に対する事件捜査、非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを継続して推進するとともに、ポスターを始めとする各種広報媒体を活用した広報活動を実施するなど、各種過激派対策を推進し、

○ 5月、損害保険会社から休業損害補償金をだまし取った**中核派（党中央）活動家1人**を詐欺罪で逮捕

○ 6月、虚偽の申立てにより不正に賃借権を取得した**革労協反主流派活動家1人**を詐欺罪で逮捕

するなど、過激派による潜在的な違法行為に対する捜査を推進しました。



また、5月には、東京高等裁判所内の廊下を占拠した**過激派活動家40人**を不退去罪で逮捕するなど、23年中、過激派活動家 78 人を検挙しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、過激派に対する取締りを徹底することとしています。